

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議録)

第9条 委員長は、開催の日時、場所、出席者の氏名、会議事項及び会議経過を記載した会議録を調製するものとする。

(傍聴)

第10条 渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第5条、6条、7条及び8条を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第 12 条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 24 日から施行する。